

新規事業採択時評価結果(令和6年度新規事業化箇所)

担当課: 道路局 環境安全・防災課
担当課長名: 伊藤 高

事業の概要

事業名	高規格ICアクセス 一般県道河津下田線(縄地～落合)	事業区分	一般県道	事業主体	静岡県
起終点	自:静岡県河津町縄地地内 至:静岡県下田市落合地内	延長	3.3km		
事業概要	<p>一般県道河津下田線は、賀茂郡河津町縄地から下田市箕作に至る路線で、東海岸の国道135号と伊豆縦貫自動車道(仮)下田北ICを結ぶ肋骨道路として、伊豆地域の道路ネットワークを形成する重要な役割を担っている。</p> <p>このうち、賀茂郡河津町縄地から下田市落合の延長約3.3kmについて、伊豆縦貫自動車道の進捗に合わせて整備することにより、災害に強い道路ネットワークの構築や円滑な交通の確保等の効果が期待される。</p>				
事業の目的、必要性	<p>一般県道河津下田線は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 伊豆縦貫自動車道(仮)下田北ICと接続することによる災害に強い道路ネットワークの構築 主要渋滞箇所を迂回したルート確保による円滑な交通の確保 <p>等を目的とする。</p>				
全体事業費	約87億円	計画交通量	4,900台/日		
事業概要図					

事業評価結果

費用便益分析	B/C	1.3	EIRR	5.3%	総費用	66億円	総便益	84億円	基準年	令和5年
	(参考)	1.9 [2%] 2.4 [1%]			事業費: 65億円 維持管理費: 1.1億円		走行時間短縮便益: 67億円 走行経費減少便益: 16億円 交通事故減少便益: 0.82億円			
	感度分析				交通量変動	B/C= 1.1~1.4 (変動ケース:±10%)	事業費変動	B/C= 1.2~1.4 (変動ケース:±10%)	事業期間変動	B/C= 1.2~1.3 (変動ケース:±20%)
事業の影響	自動車や歩行者への影響	評価項目	評価	根拠						
		渋滞対策	◎	<p>当該道路の整備により、主要渋滞箇所である「中島橋交差点」を迂回した首都圏から下田市等への観光地へのアクセスルートが確保され、下田市街地における混雑の緩和が期待される。</p> <p>【所要時間の短縮】 河津町縄地～伊豆縦貫自動車道(仮)下田IC所要時間 (整備前:約25分 ⇒ 整備後:約12分) ※整備前:H27センサスの旅行速度、整備後:県道河津下田線(設計速度40km/h)、河津下田道路(設計速度80km/h)</p>						
		事故対策	○	当該道路の整備により、国道135号、国道136号、国道414号などの交通が円滑化し、交通混雑に起因していた交通事故の減少が期待される。						
	歩行空間	—	注目すべき影響はない。							
	社会全体への影響	住民生活	○	「伊豆急下田駅」や「下田市役所」に近接する主要渋滞箇所「中島橋交差点」の混雑緩和による市民生活の利便性向上						
		地域経済	○	<ul style="list-style-type: none"> (仮)下田北IC(伊豆縦貫自動車道)へのアクセス向上による物流の効率化 首都圏から下田市等の観光地へのアクセス向上による観光の活性化 						
		災害	◎	国道135号が通行止めになった場合の首都圏方面への代替路確保や、賀茂地域の広域物資輸送拠点と被害海岸の地域内輸送拠点の確保、早急な輸送ルートの確保による災害に強い道路ネットワークの構築						
環境		○	混雑緩和によるCO2排出量の削減							
地域社会	○	観光(令和4年度観光交流客数 下田市:約198万人、河津町:約109万人)等の地域産業の促進								
事業実施環境	○	地元自治体である下田市、河津町などから早期整備に関する要望を受けている。								

採択の理由

事業主体である静岡県が実施した評価結果に基づけば、費用便益比が1.3と便益が費用を上回っており、事業採択の前提条件が確認できる。

また、伊豆縦貫自動車道(仮)下田北ICと接続することにより、災害時における避難路や輸送ルートの信頼性も高まることから、当該事業の整備の必要性・効果は高いものと判断される。

以上により、本事業は令和6年度新規事業として妥当であると考えられる。

※総費用、総便益とその内訳は、各年次の価格に社会的割引率(4%)を用いて基準年の価値に換算し集計したもの。
※B/Cの値は、社会的割引率4%を用いて計算した場合の費用便益分析結果。また、比較のために参考とすべき値として1%及び2%を設定し、それに対応する費用便益分析結果を参考として併記している。([]内は社会的割引率の値)

関係する地方公共団体等の意見

伊豆東海岸都市圏都市交通マスタープラン(令和4年3月策定、構成員:国、県、熱海市、伊東市、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町)の基本方針に基づく施策において、物流や地域間連携を支えネットワークの機能強化に資する路線として位置付けられている。

学識経験者等の第三者委員会の意見

—

事業採択の前提条件

- 費用対便益:便益が費用を上回っている。
- 下田市や河津町などから早期整備の要望を受けており、円滑な事業執行の環境が整っている。